

大阪弁護士会（大阪弁護士会館）

7階事務局執務室の移転作業に伴う業務休止

（1月30日（金）・2月16日（月））のご案内

空調工事に伴う弁護士会館7階事務局執務室の移転作業のため、1月30日（金）、2月16日（月）について、下記の業務を休止いたしますので、ご案内いたします。

なお、下記（7階）以外の各フロアの業務（法律相談等）は、通常の体制で営業をしています。

業務内容	休止する業務
窓口業務	1月30日（金）、2月16日（月）は、窓口業務を休止いたします。懲戒請求書や人権侵害救済申立書、各種書類の提出は、できませんのでご了承願います。
電話対応	1月30日（金）、2月16日（月）は、次の電話対応を休止いたします。 市民窓口相談の電話での予約受付も実施いたしませんので、ご了承願います。 【対応を休止する電話】 審査課：06-6364-1682 市民窓口：06-6364-0257 人権課：06-6364-1227 司法課：06-6364-1681
市民窓口	1月30日（金）、2月16日（月）は、相談を実施いたしません。
各種電話相談	1月30日（金）、2月16日（月）は、下記の無料電話相談（電話相談の受付）を休止いたします。 ○ 空家・財産管理人無料電話相談（06-6364-5500） ○ 信託相談（06-6364-1240）

2月2日（月）から2月13日（金）の期間は、7階を閉鎖し、以下のフロアで受付等の対応を行いますので、ご注意願います。

懲戒請求書等書類の受付、市民窓口の面談相談 …11階

人権侵害救済申立書等書類の受付 …1階

※対応時間：平日・月～金曜日 午前9時～正午、午後0時45分～午後5時

以上